

## (事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年4月12日

### 1 契約の名称及び数量

橿原市川西町県有地除草業務委託  
橿原市川西町986-35、1012-2、986-34、1018  
橿原市光陽町15-2、16-2の除草及び処分  
※ 詳細は別添仕様書のとおり

### 2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

### 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県中部農林振興事務所 総務企画課
- (2) 提出期限 令和3年4月26日 午後4時
- (3) 提出方法 郵送（提出期限必着）もしくは持参
- (4) その他
  - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
  - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
    - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
    - イ 記名押印を欠く見積書
    - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
    - エ 価格を加除訂正した見積書
    - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

### 5 契約事務を担当する所属

所属名：奈良県中部農林振興事務所 総務企画課  
住所：橿原市常盤町605番地5 橿原総合庁舎2階  
電話：0744-48-3080（ダイヤルイン）  
FAX：0744-48-3133

### 6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - ① 決定者の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 決定者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ⑤ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、

- その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。  
⑦受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

# 仕 様 書

## 第1条 業務名

橿原市川西町県有地除草業務委託

## 第2条 業務内容

橿原市川西町県有地の除草作業及び処分を行う。

## 第3条 履行場所

履行場所は、次のとおりとする。

橿原市川西町986-35、1012-2、986-34、1018  
光陽町15-2、16-2

## 第4条 見積書の提出

提出期限 令和3年4月26日 午後4時00分

なお、見積については、雑草等の処分費は概算で見積もることとし、完成時に実績に応じて変更を行うこととする。(見積金額は、消費税を含めた金額とし、その旨を明記すること。)

については、処分した数量及び処分費用を明らかにする書類を完成時に提出すること。

## 第5条 実施時期及び回数

実施時期は、原則として次のとおりとし、実施日については、奈良県中部農林振興事務所長と協議のうえ、決定するものとする。

- ・実施時期 令和3年5月7日～10月29日
- ・回数 5回

(5月中旬,6月下旬,8月上旬,9月中旬,10月下旬に各1回)

## 第6条 除草方法

上記敷地内の雑草等を手刈り又は草刈機を用いて除草し、刈高5cm程度の仕上げとする。ただし、境界外の宅地等に破損又は損傷のおそれがある場所については、手刈りとする。

## 第7条 作業範囲

除草・集積  $L = 90\text{m}$   $A = 140\text{m}^2$

詳細は別紙位置図参照

## 第8条 雑草等の処理

刈り取った雑草等は所定の処分地へ運搬すること。

## 第9条 経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

## 第10条 禁止行為

- ①除草剤等薬品の散布
- ②刈草の焼却
- ③不良刈刃等の廃品の投棄

## 第11条 安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には直ちに奈良県中部農林振興事務所農村地域振興課へ連絡し適切な措置を講ずるものとする。作業中の車両駐停車等については、近隣等より苦情のないように配慮し、受注者の責任において管理するものとする。

# 業務箇所位置図

